

みよし市勤労文化会館（文化センターサンアート）の
ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 目的

本施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を企業等に与え、新たな歳入の確保と施設の知名度、文化事業の振興とサービスの向上を図る。

2 対象施設

(1) 名称

みよし市勤労文化会館 文化センターサンアート

(2) 所在地

みよし市三好町大慈山1番地1

(3) 施設概要

名 称	施設の規模等
大ホール	1, 0 3 3 席
小ホール	4 2 1 席
楽屋1～8	—
レセプションホール	収容人数 2 6 0 人 3 0 1 m ²
研修室	収容人数 8 0 人 1 1 7 m ²
スタジオ	収容人数 2 0 人 4 8 m ²
軽運動室	収容人数 5 0 人 1 4 1 m ²
和室	収容人数 2 4 人 1 2 畳2間
特別会議室	収容人数 2 5 人 1 2 7 m ²
応接室	収容人数 2 0 人 1 0 0 m ²
市民広場	2, 0 0 0 m ²
ふるさと会館（茶室）	建築面積 4 2 1. 6 5 m ²

※指定管理者（契約期間：令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日）が運営管理を行います。

3 ネーミングライツの範囲

ネーミングライツにより施設に付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設の名称を変更するものではありません。

4 愛称の条件

(1) 愛称は、公共の施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等から市民や施設利用者に理解が得られるものとします。

(2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治活動又は宗教活動に関するもの
- オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- カ 当該愛称の内容を市が推奨しているかのような市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- キ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(3) 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は行わないものとします。ただし、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）の法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上で変更できるものとします。

5 契約期間

契約期間は、契約日（令和4（2022）年9月1日から12月31日までの間で契約準備が整い次第）から令和8（2026）年3月31日までとします。

6 ネーミングライツ料

- (1) 年額300万円以上とします。
- (2) 料金の支払いは、当該年度分を一括して、毎年4月1日から4月30日まで（契約初年度は契約日から1か月以内）に市が指定する口座に振り込んでください。
- (3) 契約期間が12月に満たない年度の料金は、月割りにより算出（100円未満四捨五入）した金額とします。

7 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとします。

区 分	市	パートナー
敷地内外の看板などの表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やHPの表示変更（※2）	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。また、愛知県屋外広告物条例及びみよし市みどりと景観計画の届出やそれに伴う費用負担もパートナーが負担とします。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、市と協議の上、変更時期を決定します。

8 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージがこなわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担

するものとします。

9 リスク負担

- (1) ネーミングライツ・パートナーが設置、変更等した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。
- (2) その他、契約書等に定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定します。

10 応募資格

次の各号に掲げる企業等による提案は受け付けません。

- (1) みよし市内に本店、支店、工場、営業所等を有していない者
- (2) みよし市広告掲載基準第3条に掲げる規制業種又は事業者該当する者
- (3) その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当であると市長が認める者

11 応募方法

(1) 応募期間

令和4（2022）年7月1日（金）午前8時30分から8月1日（月）午後5時15分まで

(2) 提出書類

ア 勤労文化会館（文化センターサンアート）ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）

イ 会社の事業概要（様式任意）

ウ 決算報告書（直近の年度のもの）

エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

オ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の年度のもの）

(3) 提出方法

提出書類は、日本産業規格によるA4判の規格で作成し、用紙は縦向き、文字サイズは11ポイントの横書きとし、必要な書類をまとめて郵送又は直接提出してください。

【提出先】

持参の場合：みよし市教育委員会教育行政課（みよし市役所2階）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合：〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地 みよし市役所

教育委員会教育行政課宛（令和4（2022）年8月1日必着）

12 選定方法

- (1) 提出された書類に基づき、選定委員会が審査を行い、最も優れた申込者を優先交渉権者に選定します。

- (2) 選定委員会は、指定管理者に意見を求めることができます。
- (3) 提案者が1者の場合は、審査の結果が最低基準点（70%）以上で優先交渉権者に決定します。

13 審査基準

	評価項目	評価の観点	評価割合
1	愛称	対象施設にふさわしく、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすい愛称	10%
2	応募目的	応募理由、施設の魅力やイメージの向上、施設に対する価値観	15%
3	地域貢献	地域貢献や地域振興等に対する理念、実績、今後の取組	15%
4	財務状況	財務状況、経営の安定性	10%
5	ネーミングライツ料	50%×提案額／最高額	50%
合計			100%

14 決定及び公表

- (1) 審査結果は、全ての申込者宛に電子メールで通知します。（令和4(2022)年8月中旬頃を予定）
- (2) 優先交渉権者との協議が整った場合は、ネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。
- (3) 契約締結後、当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市がホームページに公表します。

15 問合せ先

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
 みよし市教育委員会教育行政課（みよし市役所2階）
 電話 0561-32-8028（担当：磯谷）
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで